

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

【概要】

要介護認定申請中、更新及び区分変更中で、認定結果が出る前に暫定で貸与を行う場合は、通常の提出書類に加えて、暫定利用分のケアプラン第 1 表・第 2 表及びサービス担当者会議の要点第 4 表も提出してください。

1. 内容

軽度者で、市への確認書類の提出が必要な判断基準②、③に該当する場合(別添資料①P1～P3 参照)は、

判断基準②に該当する場合：1. ケアプラン第 1 表、第 2 表

2. サービス担当者会議の要点第 4 表

判断基準③に該当する場合：1. 確認依頼申請書

2. 医学的所見の確認書類(写し)

3. ケアプラン第 1 表、第 2 表

4. サービス担当者会議の要点第 4 表

上記の種類を市に提出することとなっていますが、要介護認定申請中、更新及び区分変更申請中で、認定結果が出る前に暫定で貸与を行う場合は、認定結果が出た後すみやかに必要書類を提出し、市への手続きを行ってください。その際、上記の提出書類に加えて、暫定利用分のケアプラン第 1 表、第 2 表及びサービス担当者会議の要点第 4 表等も提出してください。

2. 問い合わせの多い事例

Q

要介護 2 だと見込んでケアプランを作成していたため医学的所見を医師へ依頼していなかったが、認定結果が要介護 1 であった。この場合、どのように対応すればよいか。

A. 認定結果が出た後、すみやかに医学的所見を取得し、ケアプラン等の提出書類とともに確認申請書を提出してください。暫定で貸与を行っている場合は、暫定利用分のケアプラン第 1 表、第 2 表及びサービス担当者会議の要点第 4 表も提出してください。

※その他軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する Q&A は、別添資料②をご確認ください。